

「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第2次）」 素案から案へのおもな変更点について

令和4年10月15日から同年11月15日にかけて行った区民意見募集等による意見などを踏まえ、素案から修正した箇所は以下のとおりです。

※頁数や助詞、全角・半角、送り仮名の変更等については省略しています。

・全文共通

※下線部分は修正箇所です。

u003cdiv data-bbox="92 205 896 246" data-label="Table">

頁数	該当箇所	素案	案
	全文	野良猫	飼い主のいない猫

・第1章 区における人とペットを取り巻く課題

頁数	該当箇所	素案	案
4	1 社会状況の変化 (4) 犬猫のマイクロチップ装着義務化に伴う、ICTやDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展	<p>国も令和4年6月1日より、一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）が施行され、犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、取得してから30日以内に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、その情報を環境省が整備するデータベースに登録することが義務化されました。それに伴い、狂犬病予防法の犬の登録の手続きの特例措置が実施され、上記データベースに飼い主が犬の情報を登録することで、狂犬病予防法上の犬の鑑札とみなす制度が開始されました。</p> <p>国や東京都の動向を踏まえ、区民の利便性を向上させるため、飼い犬に関する手続きのオンライン化を推進していきます。</p>	<p>また、令和4年6月1日より、一部改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）が施行され、犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、取得してから30日以内に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、その情報を環境省が整備するデータベースに登録することが義務化されました。それに伴い、狂犬病予防法の犬の登録の手続きの特例措置が実施され、上記データベースに飼い主が犬の情報を登録することで、狂犬病予防法上の犬の鑑札とみなす制度が開始されました。</p> <p><u>区は、国や東京都の動向を踏まえ、区民の利便性を向上させるため、飼い犬に関する手続きのオンライン化を推進していきます。</u></p>

・第2章 人と動物との調和のとれた共生推進プランの改定について

頁数	該当箇所	素案	案
8	4 目標設定の方向性（考え方） (4) 目標設定の考え方 目標1 区民と動物が安心できるコミュニティの形成【新規】	<p>人と動物との調和のとれた共生社会実現するためには、飼い主が飼っているペットが地域社会に受け入れられていると認識すること、及び動物を飼ったことがない人や苦手な人も含め、命ある動物に対する理解を深め、動物が人の生活環境内に存在しているという認識が必要となります。人と動物との調和のとれた共生社会がどの程度達成されているか、各施策の有効性を図る指標として、飼い主と区民が安心して暮らせる生活環境に関する実態調査を実施し、各施策に取り組んでいきます。</p> <p>「飼い主と区民が安心して暮らせる生活環境に関する実態調査」 飼い主と区民が安心して暮らしていると考え人の割合 現況…未調査 令和13年度…調整中</p>	<p>人と動物との調和のとれた共生社会実現するためには、飼い主が飼っているペットが地域社会に受け入れられていると認識すること、及び動物を飼ったことがない人や苦手な人も含め、命ある動物に対する理解を深め、動物が人の生活環境内に存在しているという認識が必要となります。人と動物との調和のとれた共生社会がどの程度達成されているか、各施策の有効性を図る指標として、<u>ペットを飼っている人と飼っていない人が共に地域社会で安心して暮らせる生活環境が実現できていると考える度合いの調査</u>を実施し、各施策に取り組んでいきます。</p> <p>「<u>人と動物との共生社会（飼い主と区民が安心して暮らせる生活環境）の実現度合いに関する調査</u>」 <u>現況…平均約60点／100点（令和4年度）</u> <u>令和13年度…平均75点以上／100点</u></p>

8	<p>同上 4(4) 目標2 人と動物との共生推進事業の推進【新規】</p>	<p>人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、区民、ボランティア・関係団体等、区がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取組みを進めていく必要があります。その実現のための人と動物との共生推進事業を推進していくためには、区と連携・協働するボランティアに安定的に活動してもらうことが必要となります。その活動経費等の一部助成するため、年間助成件数〇〇件をめざします。 《活動ボランティアの助成件数目標》 現況…令和4年度より実施 令和13年度…調整中</p>	<p>人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、区民、ボランティア・関係団体等、区がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取組みを進めていく必要があります。人と動物との共生推進事業を推進していくためには、<u>地域の動物の状況及び課題の把握と、各主体の連携を促進するためのボランティア（世田谷区動物連絡員）の活動が重要となります。</u>世田谷区動物連絡員の登録人数76名をめざします。 《世田谷区動物連絡員登録数》 現況…令和5年度より実施 令和13年度…76名</p>
9	<p>同上 4(4) 目標4 動物由来感染症予防の推進（狂犬病定期予防注射の徹底）【継続】</p>	<p>動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。狂犬病は、動物由来感染症で、狂犬病に感染した動物にかまれることにより人に感染します。</p>	<p>動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。狂犬病は、動物由来感染症の一つで、狂犬病に感染した動物にかまれることにより人に感染します。</p>

・第3章 区民、ボランティア・関係団体の役割と区の役割

頁数	該当箇所	素案	案
12	3 区の役割	<p>区は、協議会の議論を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みを推進していきます。</p> <p>飼い主が動物の飼育が困難となる事例に対し、飼い主の支援及び動物の保護、譲渡等に向けた相談体制を関係機関と連携して構築します。</p> <p>・「世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会」の議論を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みを推進します。</p> <p>・飼い主が動物の飼育が困難となる事例に対し、飼い主の支援及び動物の保護、譲渡等に向けた相談体制を関係機関が連携して構築します。</p> <p>・災害時の備えに関する啓発やペット同行避難にむけた体制整備等を推進します。</p> <p>・犬の登録、狂犬病予防注射の徹底、飼い犬や飼い猫飼育のマナー啓発、飼い主のいない猫対策の支援、動物愛護の普及啓発等を行います。</p>	<p>区は、協議会の議論を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みを推進していきます。</p> <p>飼い主が動物の飼育が困難となる事例に対し、飼い主の支援及び動物の保護、譲渡等に向けた相談体制を関係機関と連携して構築します。</p> <p>・<u>協議会の議論を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組みを推進します。</u></p> <p>・<u>様々な活動主体と各種啓発や飼い主のいない猫対策活動等での連携・協働を行います。</u></p> <p>・飼い主が動物の飼育が困難となる事例に対し、飼い主の支援及び動物の保護、譲渡等に向けた相談体制を関係機関が連携して構築します。</p> <p>・災害時の備えに関する啓発やペット同行避難にむけた体制整備等を推進します。</p> <p>・犬の登録、狂犬病予防注射の徹底、飼い犬や飼い猫飼育のマナー啓発、飼い主のいない猫対策の支援、動物愛護等、正しい知識の普及啓発等を行います。</p>

・第4章 区における人とペットを取り巻く現状

頁数	該当箇所	素案	案
15	1 ペットの飼育状況 (1) 犬 ②犬の登録状況 〈図〉1世帯あたりの 人員と犬飼育割合の 関係	※ドットは前ページの「まちづくりセンター管内ごとの犬登録者数」に対応しています。	※ドットは前ページの「まちづくりセンター管内ごとの犬登録数」に対応しています。
17	同上 1 (2) 猫	猫は、登録制度が無いため正確な頭数の把握は困難ですが、東京都や民間で実施された実態調査から得られた飼育比率や平均飼育頭数から飼育数を推測すると、令和3年現在、区内の猫の飼養件数は、8万頭程度存在すると推定されます。	猫は、登録制度が無いため正確な頭数の把握は困難ですが、東京都や民間で実施された実態調査から得られた飼育比率や平均飼育頭数から推計すると、令和3年現在、区内の猫の飼養頭数は、約8万頭と推定されます。
19	同上 2 (1) 苦情相談 件数の推移	区でペットに関する苦情相談件数は、年間500件程度であり、大半が犬または猫の相談です。また、犬よりも猫に関する苦情件数が多い傾向にあります。	区におけるペットに関する苦情相談件数は、年間500件程度であり、大半が犬または猫の相談です。また、犬よりも猫に関する苦情件数が多い傾向にあります。
21	同上 2 (2) 犬の相談 ②咬傷事故件数の 推移	区では、咬傷事故防止のために、区内の警察署と合同で、ノーリードで散歩をする犬の監視パトロールを行ったり、チラシを配布し、咬傷事故抑止の活動を行っています。	区では、咬傷事故防止のために、区内の警察署と合同で、ノーリードで散歩をする犬の監視パトロールやチラシの配布など、咬傷事故抑止の活動を行っています。
24	同上 2 (3) 猫の相談 ③飼い猫の不妊・去 勢手術	区では、飼い猫に不妊手術又は去勢手術を受けさせることを奨励し、猫のみだりな繁殖及び飼い主のいない猫の増加による区民の生活環境が害されることを未然に防止することにより、人と動物との調和のとれた共生社会の推進に資するため、飼い猫の飼い主を対象に、不妊去勢手術費用の一部助成を行っています。	区では、飼い猫に不妊・去勢手術を受けさせることを奨励し、猫のみだりな繁殖及び飼い主のいない猫の増加による区民の生活環境が害されることを未然に防止することにより、人と動物との調和のとれた共生社会の推進に資するため、飼い猫の飼い主を対象に、不妊去勢手術費用の一部助成を行っています。

・第5章 区の実行すべき事項

頁数	該当箇所	素案	案
25	1 飼い主と区民が安心して暮らせる生活環境の形成【新規】 (1) 動物愛護の普及啓発 ① 飼い主の飼育マナー等の啓発	住宅密集地である区において、地域の特性に配慮したペットの適正な飼い方と、飼い主の責務としてのしつけの重要性について、飼い主をはじめ区民全体への啓発の充実を図ります。	住宅密集地である区において、地域の特性に配慮したペットの適正な飼い方と、飼い主の責務としてのしつけの重要性について、飼い主をはじめ区民全体へ正しい知識の普及啓発の充実を図ります。
27	同上 1 (1) ① ・犬のしつけ方に関する講座の開催	犬との良好な関係のつくり方や、飼育マナー、災害時の備えなどについても周知しています。	犬との良好な関係のつくり方や、飼育マナー、災害時の備えなどについて周知し、飼い主の交流も促進しています。
29	同上 1 (1) ② 飼い猫の不妊・去勢手術への助成金交付	区では、猫のみだりな繁殖によって動物の福祉及び区民の生活環境が損なわれることを未然に防止するため、飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部助成を行っています。	区では、猫のみだりな繁殖によって、区民の生活環境が損なわれることを未然に防止するため、飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部助成を行っています。
31	同上 1 (1) ③ 区による普及啓発事業 ・動物フェスティバル	保健所のブースでは、東京都動物愛護推進員の協力を得ながら、クイズ形式で動物愛護や適正飼養について呼びかけるとともに、愛犬とのよりよい暮らしづくりに必要な「しつけ方教室」を開催しています。ドッグトレーナーによる実演や、飼い主と犬と一緒に参加し、散歩の仕方やしつけの基本を一緒に学びます。	保健所のブースでは、東京都動物愛護推進員の協力を得ながら、クイズ形式で動物愛護や適正飼養について呼びかけるとともに、愛犬とのよりよい暮らしづくりに必要な「しつけ方教室」を開催しています。ドッグトレーナーによる実演や、飼い主と犬と一緒に参加し、散歩の仕方やしつけの基本を一緒に学び、飼い主の交流も促進します。
37 ～ 38	同上 2 (2) 共生推進ボランティア事業の実施	区は、区民、ボランティア・関係団体と連携・協力し、互いの役割を果たしながら、人と動物との調和のとれた共生社会をめざしています。共生社会実現のために区と協働して取り組んでいたばかりボランティアの活動を推進する制度を実施します。 ① (仮) 予防・防止のボランティア制度 多頭飼育崩壊が一度発生するとその解決に向けての活動には、区民、ボランティア・関係団体、区それぞれに多大な負担が発生します。多頭飼育崩壊に至る前に予防・防止する活動が重要となります。区と協働して取り組むボランティア活動の事業を令和5年度より開始します。施策の詳細は、連携協議会での協議により今後決定する予定です。	区は、区民、ボランティア・関係団体と連携・協力し、互いの役割を果たしながら、人と動物との調和のとれた共生社会をめざしています。共生社会実現のために区と協働して取り組んでいたばかりボランティア制度を実施します。 ① 世田谷区動物連絡員制度 多頭飼育崩壊が一度発生するとその解決に向けての活動には、区民、ボランティア・関係団体、区それぞれに多大な負担が発生します。多頭飼育崩壊に至る前に予防・防止する活動が重要となります。地域の動物の状況及び課題の把握と、各主体の連携を促進するためのボランティア（世田谷区動物連絡員）の活動が重要となります。各活動地域における、区民からの連絡・相談に対し、区と協働して課題把握に取り組む世田谷区動物連絡員制度を令和5年度より開始します。 《図「世田谷区動物連絡員制度について 概要」の追加》

38	<p>同上 2 (3) 飼育困難・多頭飼育崩壊事例解決に向けた取り組み</p>	<p>① 高齢者等による一時的な飼育困難への対応 少子高齢化や核家族化が進み、動物は私たちに心の癒しを与え、また家族の絆を深めてくれる家族の一員となり、そして人生のパートナーとして位置づけられる大切な存在となりました。 その一方で、飼い主が高齢になり、入院等による理由で、動物の飼育が一時的に困難になる事例が発生するようになりました。近年、区内でも、高齢者の飼い主が急遽入院が決定した際などに、ペット預け先をどうすればよいか、といった相談を多く受けます。 このような課題の解決のため、庁内関係所管及びボランティア団体との連携体制を整備していきます。</p>	<p>① 高齢者等による一時的な飼育困難への対応 少子高齢化や核家族化が進み、動物は私たちに心の癒しを与え、また家族の絆を深めてくれる家族の一員となり、そして人生のパートナーとして位置づけられる大切な存在となっています。 <u>一方で近年、区内でも、高齢者の飼い主が急遽入院の際などに、ペット預け先をどうすればよいかという相談を多く受けます。</u> <u>ペットは、終生飼養が原則です。飼い始める段階で、もしもの時の場合に備えることの重要性や高齢者等が一時的に飼育困難となった場合にあらかじめ預け先を決めておく等事前の備えについて、普及啓発を行っています。</u> <u>また、高齢者のペット飼育を重点課題ととらえ、協議会での議論を行い、高齢者が安心してペットを飼育できる社会をめざします。</u></p>
40 ～ 41	<p>同上 3 地域ねご活動の推進・普及啓発【継続】 ① 地域ねご活動の推進 ④ 地域ねご活動の概要（現状の取り組み）</p>	<p>区では、地域ねご活動の普及・推進のため、「世田谷区地域ねご活動セミナー」を実施しています。講師として、本事業に長年携わってきたボランティアや、実際に地域ねご活動に取り組んでいる町会・自治会の方などをお招きし、実際の活動事例、活動時のノウハウや流れ、注意点などについて講演していただいています。猫の問題に困っている方や、猫に餌を与えているものの、これからどのような行動を起こせばよいかかわからず悩んでいる方、ボランティア活動にすでに取り組まれている方など、さまざまな立場の方が参加され、現状についての相談や、意見交換を行っています。</p>	<p>区では、地域ねご活動の普及・推進のため、「世田谷区地域ねご活動セミナー」を実施しています。講師として、本事業に長年携わっているボランティアや、実際に地域ねご活動に取り組んでいる町会・自治会の方などをお招きし、実際の活動事例、活動時のノウハウや流れ、注意点などについて講演していただいています。猫の問題に困っている方や、猫に餌を与えているものの、これからどのような行動を起こせばよいかかわからず悩んでいる方、ボランティア活動にすでに取り組まれている方など、さまざまな立場の方が参加され、現状についての相談や、意見交換、<u>飼い主の交流の促進</u>を行っています。</p>
42	<p>同上 3 (1) ② 世田谷区動物連絡員制度を活用した取り組み</p>	<p>② (仮) 予防・防止のボランティア制度を活用した取り組み 地域ねご活動等の正しい知識・実施方法の普及啓発を区と協働して行うボランティア活動を実施します。施策の詳細については、連携協議会での協議により今後決定する予定です。</p>	<p>② 世田谷区動物連絡員制度を活用した取り組み 地域ねご活動等の正しい知識・実施方法の普及啓発を区と世田谷区動物連絡員が協働して実施します。 <u>区民に対して、地域で身近に活動する世田谷区動物連絡員による区で作成している地域ねご活動に関する各種リーフレット等を用いた地域ねご活動の普及啓発活動、区主催の世田谷区地域ねごセミナー等のイベント告知を行います。</u></p>

45	<p>同上</p> <p>5 目標達成のために取り組むべき事項</p> <p>(1) 積極的な広報活動</p>	<p>人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、本プランの理念や考えを区民に知ってもらい、共感を得ることが何よりも重要となります。動物を飼っている人だけでなく、飼ったことがない人や苦手な人も含め、広く知ってもらうことに取り組んでいきます。</p>	<p>人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、本プランの理念や考えを区民に知ってもらい、共感を得ることが何よりも重要となります。動物を飼っている人だけでなく、飼ったことがない人や苦手な人も含め、<u>正しい知識を広く知ってもらうよう</u>取り組んでいきます。</p>
45	<p>同上</p> <p>5 (1) ③全区民への啓発</p>	<p>共生社会実現のためには、動物を飼っている区民以外の方への共生推進プラン理解促進が必要不可欠となります。寄附金制度等広く区民の目に触れる制度の活用を検討し、普及啓発を行っていきます。</p>	<p>共生社会実現のためには、動物を飼っている区民以外の方への共生推進プラン理解促進が必要不可欠となります。<u>動物関連施策の寄附金制度を導入することは、資金面のみならず区における人と動物との調和のとれた共生社会の推進を広く区民に訴えることにつながります。共生推進の活動主体の助けとなる区民にわかりやすい手法による寄附金制度導入の検討を進めていきます。</u></p>
46 ～ 47	<p>同上</p> <p>5 (2) 関係機関との協力体制の構築</p> <p>② 東京都、警察との情報共有</p>	<p>令和2年(2020年)6月1日に動物愛護法が改正施行され、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化、動物の適正飼養のための規制が強化されました。区に寄せられる相談でも、動物虐待を疑うケースも残念ながらあります。そういったケースを解決していくためには、区、東京都(動物愛護相談センター)、警察の連携・協力が不可欠となります。関係機関相互の情報共有の仕組みづくりをすすめます。</p>	<p>令和2年6月1日に動物愛護管理法が改正施行され、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化、動物の適正飼養のための規制が強化されました。区に寄せられる相談でも、動物虐待を疑うケースも残念ながらあります。そういったケースを解決していくためには、区、東京都(動物愛護相談センター)、警察の連携・協力が不可欠となります。関係機関相互の情報共有の仕組みづくりを進めます。</p> <p>③ <u>様々な主体との協働体制</u></p> <p><u>人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、上記①②の関係機関以外の様々な主体(ボランティア団体、NPO団体、地域団体等)との連携した取り組みが必要となります。多様な担い手と連携・協力する仕組みづくりを進めます。</u></p> <p>④ <u>飼い主の交流促進</u></p> <p><u>飼育困難事例や多頭飼育崩壊などでは、身近に相談できる人がいなかったことが問題を大きくした要因の一つとなっています。世田谷区動物連絡員制度の活用と合わせて、飼い主どうしの交流を各種セミナーやイベント等で促進する取り組みを行っていきます。</u></p>

47	<p>同上 5 (3) ボランティアの拡充</p>	<p>人と動物との調和のとれた共生社会の実現のためには、区はもとより、飼い主、ボランティア、関係団体など様々な立場の方々と連携・協力し、お互いの役割を果たしながら各種の取組みを進めていくことが必要となります。ボランティアが持続可能な活動を行うことができる仕組みづくりをすすめます。</p> <p>① ボランティア活動の周知 既に144名の方に登録いただいている被災動物ボランティア、及び(仮)予防・防止のボランティア制度を区民向けに周知し、人と動物との共生を推進するボランティア活動に興味・関心がある方に対し、積極的に参加を促していく取組みを実施します。</p> <p>② ボランティア団体との意見交換 区には、すでに区と協働して日々活躍するボランティアが多数います。定期的にボランティアとの意見交換を行う場を設けて、情報共有ができる仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>③ (仮) ボランティア事例検討会 人と動物との調和のとれた共生社会の実現のための活動を推進するための理念の共有や、ボランティア活動を行うにあたり必要な知識・スキルの獲得、最新の区内状況等の情報共有を行うため、事例検討会を開催します。</p>	<p>人と動物との調和のとれた共生社会の実現のためには、区はもとより、飼い主、ボランティア、関係団体など共生を推進する多様な担い手の方々と連携・協力し、お互いの役割を果たしながら各種の取組みを進めていくことが必要となります。ボランティアが持続可能な活動を行うことができる仕組みづくりをすすめます。</p> <p>① ボランティア活動の周知 <u>被災動物ボランティア及び世田谷区動物連絡員制度</u>を区民向けに周知し、人と動物との共生を推進するボランティア活動に興味・関心がある方に対し、積極的に参加を促していく取組みを実施します。</p> <p>② ボランティア団体との意見交換 区には、すでに区と協働して日々活躍するボランティアが多数います。定期的にボランティアとの意見交換を行う場を設けて、情報共有、<u>交流も促進できる</u>仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>③ <u>ボランティア事例検討会</u> 人と動物との調和のとれた共生社会の実現のための活動を推進するための理念の共有や、<u>被災動物ボランティア及び世田谷区動物連絡員の活動を行うにあたり必要な知識・スキルの獲得、最新の区内状況や各ボランティアの活動内容等の情報共有、交流を促進するため、検討会を開催します。</u></p>
----	-------------------------------	--	--

以 上